

医療法人社団 東光会 熱海所記念病院

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団 東光会が設置する熱海所記念病院訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- （1）事業においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- （2）事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （3）事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- （4）事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- （5）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- （6）事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- （7）事業提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 医療法人社団 東光会 熱海所記念病院
- （2）所在地 静岡県熱海市昭和町20-20

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）医師 1人以上

医師は、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の作成にあたり、利用者の診療を行う。

（２）理学療法士 １人以上

（３）作業療法士 １人以上

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。

（２）営業時間 午前８時半から午後５時までとする。

（３）上記営業日、営業時間の他も、電話等により連絡が可能な体制とする。

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容）

第６条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

（１）指定（介護予防）訪問リハビリテーションは、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した（介護予防）訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

（２）理学療法士又は作業療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

（指定（介護予防）訪問リハビリテーションの利用料等）

第７条 利用料その他費用の額は次のとおりとする。

（１）指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（２）次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

１）通常の事業の実施地域から片道５キロメートル未満 ２００円

２）通常の事業の実施地域から片道５キロメートル以上 ３００円

３）以降片道５キロメートル増すごとに １００円 を追加

（３）利用者都合の頻回なキャンセルにおいて、キャンセル料を徴収する場合には、次の額とする。

１）利用日の前営業日の１７時までに連絡があった場合 無料

２）利用日の前営業日の１７時までに連絡がなかった場合 自己負担額の５０％

３）連絡がなかった場合 自己負担額の１００％

（４）利用者宅で駐車スペースが用意できず、かつ歩行での訪問が難しい場合、有料駐車場料金は利用者側の負担とする。

（５）前項に定める交通費及びキャンセル料の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、初島を除く熱海市全域、湯河原町全域の区域とする。

（衛生管理）

第9条 衛生管理および感染症等予防については次のとおりとする

- （1）事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- （2）事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 緊急時における対応方法は次のとおりとする。

- （1）事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- （2）利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- （3）事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- （4）事業者は、サービス提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者または家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償するものとする。

（苦情処理）

第11条 苦情処理における対応は次のとおりとする。

- （1）事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- （2）事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- （3）事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第12条 個人情報の取り扱いについては、次のとおりとする。

- （1）事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 虐待防止のための対応は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - 2) 虐待防止のための指針の整備
 - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 業務継続計画については次のとおりとする。

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

- (1) 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - 1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - 2) 継続研修 年6回以上
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 事業所は、指定(介護予防)訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は東光会法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2026年7月1日から施行する。